

議案第53号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年（2018年）2月23日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例

第1条 宝塚市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 法第50条第3項に規定する市が定める割合は、規則で定める。

第5条に次の1項を加える。

3 法第60条第3項に規定する市が定める割合は、規則で定める。

第6条第3項中「第49条の2」を「第49条の2第1項」に、「第59条の2」を「第59条の2第1項」に改め、「（以下「特定市特別給付受給者」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

4 市特別給付受給者のうち、法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者又は法第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者に該当する者が受ける配食サービス費等の支給について第2項の規定を適用する場合には、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

第7条第2項中「特定市特別給付受給者」を「前条第3項に規定する者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前条第4項に規定する者に係る市特別給付の支給限度額について第1項の規定を適用する場合には、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

第8条第1項中「特定市特別給付受給者」を「第6条第3項及び第4項に規定する者」に、「第6条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第2項中「市特別給付受給者（特定市特別給付受給者に限る。）」を「第6条第3項に規定する者」に、「第6条第3項」を「同項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長が、災害その他の規則で定める特別の事情があることにより、市特別給付に係

るサービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた第6条第4項に規定する者が受ける配食サービス費等の支給について同項及び前条第3項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の70」とあるのは、「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において規則で定める割合」とする。

第10条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第1号中「34, 700円」を「35, 300円」に改め、同条第2号中「43, 400円」を「44, 100円」に改め、同条第3号中「52, 100円」を「53, 000円」に改め、同条第4号中「62, 500円」を「61, 800円」に改め、同条第5号中「69, 500円」を「70, 700円」に改め、同条第6号中「79, 900円」を「79, 500円」に改め、同号ア中「以下」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において単に」に改め、同条第7号中「90, 300円」を「91, 900円」に改め、同号ア中「190万円未満」を「200万円未満」に改め、同条第8号中「104, 200円」を「106, 000円」に改め、同号ア中「190万円以上290万円未満」を「200万円以上300万円未満」に改め、同条第9号中「118, 100円」を「120, 100円」に改め、同号ア中「290万円以上」を「300万円以上」に改め、同条第10号中「135, 500円」を「137, 800円」に改め、同条第11号中「152, 900円」を「155, 500円」に改め、同条第12号中「170, 200円」を「173, 200円」に改め、同条第13号中「187, 600円」を「192, 600円」に改め、同条第14号中「205, 000円」を「212, 100円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の特別控除額は、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除す

べき金額の合計額とする。

第11条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

第12条第3項中「第10条第6号イ」を「第10条第1項第6号イ」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。

第22条の見出しを削る。

第25条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第2条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条中「第10条第1号」を「第10条第1項第1号」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「31,200円」を「31,800円」に改める。

第2条 宝塚市介護保険条例の一部を次のように改正する。

目次中「(第3条—第9条)」を「(第3条—第5条)」に、「(第10条—第18条)」を「(第6条—第14条)」に、「(第19条—第21条)」を「(第15条—第17条)」に、「(第22条)」を「(第18条)」に、「(第23条—第27条)」を「(第19条—第23条)」に、「(第28条・第29条)」を「(第24条・第25条)」に改める。

第6条から第9条までを削り、第4章中第10条を第6条とし、第11条を第7条とする。

第12条第3項中「第10条第1項第6号イ」を「第6条第1項第6号イ」に改め、同条を第8条とする。

第13条を第9条とし、第14条から第18条までを4条ずつ繰り上げる。

第5章中第19条を第15条とし、第20条を第16条とし、第21条を第17条とする。

第6章中第22条を第18条とする。

第7章中第23条を第19条とし、第24条から第27条までを4条ずつ繰り上げる。

第8章中第28条を第24条とし、第29条を第25条とする。

附則第2条中「第10条第1項第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第3条中「第15条第1項」を「第11条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第4条から第8条までの改正規定及び附則第3項 平成30年8月1日

(2) 第2条の規定及び附則第4項 平成33年3月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の宝塚市介護保険条例（以下「新条例」という。）第10条及び附則第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成29年度までの年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

3 新条例第6条から第8条までの規定は、平成30年8月1日以後の配食サービスに係る配食サービス費等の支給について適用し、同日前の配食サービスに係る配食サービス費等の支給については、なお従前の例による。

4 第2条の規定の施行前に市特別給付受給者が受けた配食サービスについては、第2条の規定による改正前の宝塚市介護保険条例第6条から第9条までの規定は、第2条の規定の施行後も、なおその効力を有する。